

かすみがうら市地域おこし協力隊事業受入団体業務委託要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かすみがうら市が地域おこし協力隊制度を活用して実施する事業（以下「本事業」という。）を円滑に運営するため、かすみがうら市地域おこし協力隊設置要綱（令和5年かすみがうら市告示第45号。以下「設置要綱」という。）第6条に基づき、受入団体に対しその業務を委託することについて、必要な事項を定めるものとする。

(受入団体の要件)

第2条 受入団体は、次に掲げる全ての要件を満たす法人若しくは任意の団体等とする。

- (1) 市における地域振興及び地域協力活動に対し、理解を有し、積極的な関わりを持つと認められるもの。
- (2) 地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の支援ができる組織体制が整っていると認められるもの。

(受入団体の業務)

第3条 受入団体は、隊員の募集及び候補者の選定を行い、設置要綱に定める委託型隊員の条件で隊員を雇用するものとする。

2 受入団体は、隊員が地域で円滑に活動できるように、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 地域おこしに対する多様な活動の支援
- (2) 年間活動計画の作成に対する支援
- (3) 活動に関する総合調整に対する支援
- (4) 地域が主催する行事への協力に対する支援
- (5) 地域おこしのために市が行うイベントへの協力に対する支援

3 受入団体の責任者は、隊員の活動状況について、活動月の翌月の10日までにその内容を確認し、市に活動報告書（任意様式）を提出するものとする。

4 受入団体は、隊員が地域で生活するための住居その他の活動拠点の確保及び地域への定着支援を行うこと。

(受入団体への委託期間)

第4条 受入団体への前条の業務（以下「支援業務」という。）の委託期間は、契

約を締結した日の翌日から当該年度の末日までとする。ただし、支援業務を実施する当該隊員の任期内において、通算3年を限度に委託契約を継続することができる。

(事業実施の手続き)

第5条 受入団体は、年度ごとに、かすみがうら市地域おこし協力隊事業実施計画書(様式第1号)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、受入団体から提出された事業実施計画書その他の書類の内容を審査し、適当と認めた場合は、受入団体と別に定める業務委託契約を締結するものとする。

(委託料の額)

第6条 委託料の額は、隊員1人1年当たり、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年総行応第38号。以下「推進要綱」という。)に定める国が本市に対して行う財政措置及び本市の予算の範囲内とし、事業実施計画書で算定される合計額以内の額とする。ただし、市長が特に認める場合は、推進要綱に定める財政措置の額を超えることができるものとする。

(委託料の対象とする経費と会計処理)

第7条 市長が受入団体に委託する支援業務に係る経費は、次の費目の区分によるものとする。

- (1) 隊員の指導及び支援に要する事務経費
- (2) 隊員の活動に要する消耗品費
- (3) 隊員の研修に対する研修先への謝金
- (4) 隊員が参加する研修プログラムに係る受講費及び旅費
- (5) 地域が主催する行事等に協力するために必要となる物品購入費
- (6) 隊員が利用する備品等のリース料
- (7) 隊員が活動に使用する自動車等の借上料
- (8) 隊員の活動に対する賃金
- (9) 隊員が定住に向けて必要となる環境整備に要する経費
- (10) その他地域おこし協力隊の活動に必要と認められる経費

2 受入団体は、次の事項を遵守して委託業務の会計経理を行わなければならない。

- (1) 本事業専用の帳簿を設け、前項の費目の区分に従い整理すること。

(2) 支出の根拠となる請求書、領収書及び振込依頼書等の証拠書類は、委託業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(3) 市との委託契約締結以前に実施した業務は、委託料の対象とならない。

(4) 市長及び受入団体が協議の上、市長が特に認めた場合には、受入団体からの適正な請求に基づき、委託料の一部又は全部を概算払いにより支払うことができるものとし、委託期間終了後、委託料を確定し、精算を行うものとする。

(事業実施計画の変更)

第8条 事業実施計画を変更しようとする受入団体は、支援業務に係る経費を委託料の20%を超えて減額する場合、かすみがうら市地域おこし協力隊事業実施計画変更(中止)届出書(様式第2号)により変更の内容を明らかにし、市長の承認を受けるものとする。

(業務実施状況の確認等)

第9条 市は、契約期間中の業務実施状況について、受入団体及び隊員に聞き取りを行い、受入団体に対し関係書類等の提出を求めるとともに、本事業の円滑かつ効果的な運営のため必要があると認めた場合には、改善措置を講ずる等の指導を行うことができる。

(支援業務の中止又は廃止)

第10条 受入団体は、次に掲げる状況の発生により、業務を中止又は廃止する場合は、隊員が活動を継続するための措置を講じた上で、かすみがうら市地域おこし協力隊事業実施計画変更(中止)届出書により市長に報告し、承認を受けるものとする。

(1) 受入団体の経営状況の変化等により、支援業務の継続が不可能となった場合

(2) 隊員が活動の取り止めを申し出るなど、支援業務の継続が不可能となった場合

(事業実施結果の報告及び検査)

第11条 受入団体は、かすみがうら市地域おこし協力隊事業実施結果報告書(様式第3号)を作成し、これを業務完了後速やかに市長に提出するものとする。ただし、前条により支援業務を廃止した受入団体は、市長の承認を受けた日から30日以内に事業報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出を受けた後、業務委託契約の執行の状況を検査し、必要がある場合には、受入団体に対し隊員の活動調整のための指導を行うものとする。

(支援業務の継続が困難となった場合の措置)

第12条 支援業務の継続が困難となった場合には、その原因に応じ次のとおり措置をする。

(1) 受入団体の責めに帰すべき事由により支援業務の継続が困難となった場合は、市は委託契約を解除することができるものとする。この場合において、市に生じた損害は、受入団体が賠償するものとする。

(2) 不可抗力等、市又は受入団体双方の責めに帰することができない事由により支援業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議する。

(秘密の保持)

第13条 受入団体は、支援業務に関して知り得た業務上の秘密について第三者に漏らしてはならない。本事業終了後についても同様とする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

かすみがうら市地域おこし協力隊事業実施計画書

受入団体等

団体等の名称	
代表者名	
団体所在地	
連絡先	

活動概要

活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活動目的	
活動概要	

費用の内訳及び算出根拠

活動内容	事業費積算	備考
合計	円	

添付資料

- ・積算資料、就業規則等、年間活動スケジュール、その他活動内容がわかる資料

様式第2号（第8条、第10条関係）

年 月 日

かすみがうら市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者
電 話

かすみがうら市地域おこし協力隊事業実施計画変更（中止）届出書

年 月 日付けで提出したかすみがうら市地域おこし協力隊事業実施計画について、変更（中止）したいので、かすみがうら市地域おこし協力隊事業支援機関業務委託要領第8条又は第10条の規定により、下記のとおり届出します。

記

変更（中止）の内容	
変更（中止）の理由	

添付書類

実施計画提出時の添付書類のうち、変更（中止）に係るもの

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

かすみがうら市地域おこし協力隊事業実施結果報告書

受入団体等

団体等の名称	
代表者名	
団体所在地	
連絡先	

活動概要

活動期間	年 月 日 ~ 年 月 日
活動目的	
活動概要	

費用の実績及び算出根拠

活動内容	事業費積算	備考
合計	円	